

X i サービス契約條款の一部改正

[ 改正 ]	[ 現行 ]
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 第65条～第78条 (略)</p> <p>(ケータイお探しサービス)</p> <p>第78条の2 X i 契約者は、別表2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス (契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 X i 契約者は、<u>当社が別に定める回数を超えて当社が位置情報の通知を行ったときは</u>、料金表第1表第5 (手続きに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>5～7 (略) (注) (略)</p> <p>第78条の3～第93条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>附 則 (平成27年11月4日経企第1338号) この改正規定は平成27年11月11日から実施します。</p>	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 第65条～第78条 (略)</p> <p>(ケータイお探しサービス)</p> <p>第78条の2 X i 契約者は、別表2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス (契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 X i 契約者は、<u>当社が位置情報の通知を行ったときは</u>、料金表第1表第5 (手続きに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。</p> <p><u>ただし、当社のドコモプレミアクラブ会員規約に基づきドコモプレミアクラブの適用を受けている X i において、ケータイお探しサービスを利用したときは、当社が別に定める回数に限り、その料金の支払いを要しません。</u></p> <p>5～7 (略) (注) (略)</p> <p>第78条の3～第93条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 第81条の2～第91条の5 (略)</p> <p>(ケータイお探しサービス)</p> <p>第91条の6 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者を除きます。)は、別表2(付加機能)に規定するiモード機能又はspモード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス(契約者からの申出により、その契約者に係る契約者回線に接続された端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の所在に係る緯度及び経度等の情報(以下この条において「位置情報」といいます。))を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 契約者は、<u>当社が別に定める回数を超えて当社が位置情報の通知を行ったときは</u>、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>5～7 (略) (注) (略)</p> <p>第92条～第93条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>料金表(略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p> <p>附 則(平成27年11月4日経企第1338号) この改正規定は平成27年11月11日から実施します。</p>	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 第81条の2～第91条の5 (略)</p> <p>(ケータイお探しサービス)</p> <p>第91条の6 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者を除きます。)は、別表2(付加機能)に規定するiモード機能又はspモード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス(契約者からの申出により、その契約者に係る契約者回線に接続された端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の所在に係る緯度及び経度等の情報(以下この条において「位置情報」といいます。))を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 契約者は、当社が位置情報の通知を行ったときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p><u>ただし、当社のドコモプレミアクラブ会員規約に基づきドコモプレミアクラブの適用を受けているFOMAにおいて、ケータイお探しサービスを利用したときは、当社が別に定める回数に限り、その料金の支払いを要しません。</u></p> <p>5～7 (略) (注) (略)</p> <p>第92条～第93条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>料金表(略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p>